

## 授業料後払い制度（大学院修士段階）

### ● 制度概要

「授業料後払い制度」とは、大学院修士課程（博士前期課程）の在学者が、在学中は授業料を納付せず、修了後に授業料を納付する制度です。

本制度の特徴は、大学院修士課程（博士前期課程）における授業料を、日本学生支援機構が貸与奨学金としてまとめて原則大学に振込むことにより、学生自身が在学中に授業料を工面することなく、「後払い」として修了後に日本学生支援機構に返還することになります。

本制度では、授業料相当額の支援を含む「授業料支援金」と、在学中の生活費の支援である「生活費奨学金」の2つの支援を無利子で受けることができます。

なお、「生活費奨学金」のみの貸与希望はできません。

※詳しくは日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/atobarai/index.html>)

### ● 対象者

修士課程または博士前期課程の正規課程学生であって、経済的理由により修学に困難で優れた学生等であると認められる者。ただし、留年中（過去の休学が事由によるものは除く）は申込みできません。

また、これまでに日本学生支援機構の奨学金を借りたことがある人は、借りられる期間が制限されたり、申込みができない場合があります。そのほかにも、外国籍の人は在留資格により申込みができない場合があります。

### ● 出願時の提出書類

「授業料後払い制度希望申請書（様式 11）」を提出してください。

※様式は本学 HP（教育・学生支援 >> 学生生活 >> 奨学金等からダウンロード）。

### ● 申請書類の提出について

提出場所 : 〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町  
滋賀医科大学学務課学生支援係（☎077-548-2072）

提出期限 : 入学手続き時

### ● 減免決定の時期及び通知方法

決定時期 : 5月下旬（予定）

通知方法 : 窓口持参または郵送

● **注意事項**

1. 書類は楷書で丁寧に記入してください。記入漏れ、判読困難等によるものは、不備として選考から除外する場合があります。
2. 不許可となった者は、原則として授業料を一括納入することとなっています。
3. 出願者は後払いの可否が決定するまでは、授業料の納付が猶予されます。ただし、可否の決定までに授業料を納付した場合は、減免の対象となりませんので十分注意してください。
4. 新入生の場合は、入学後、日本学生支援機構に利用申請を行う必要があります。
5. 別途、授業料減免申請をすることが可能です。授業料減免を受けた場合は、減免後の授業料が後払い制度の対象となります。

以上